

# 大連マインズ通信

大連市西崗区中山路 147 号申貿ビル 7 階

TEL: 0411-8368-5078

FAX: 0411-8368-4971

文責: 宮 勳

2021 年 12 月号

～この資料は全てお読み頂いて 50 秒です～

## 製造業中小零細企業における2021年第4四半期一部税金の納付猶予

最近、税務総局、財務部より、製造業中小零細企業における 2021 年第 4 四半期の一部税金の納付猶予に関する公告が公布されました。条件を満たした企業は当該優遇政策の適用を選べます。詳細は以下の通りです。

通達名称及び通達番号	国家税務総局、財政部 製造業中小零細企業における 2021 年第 4 四半期の一部税金の納付猶予に関する公告(国家税務総局公告 2021 年第 30 号)
適用する市場主体	今回の段階的納付猶予政策は、製造業中小零細企業(個人経営者、個人独資及びパートナー企業を含む)のみが適用を受ける。製造業企業とは、国民経済業種分類の中に製造業に分類された企業のことを指す。 年間売上<2000 万元→小型零細企業 2000 万元≤年間売上<4 億元→中型企業
納付猶予を受ける税種	企業所得税、個人所得税(源泉徴収の場合を除く)、国内増値税、国内消費税及び附加税の都市建設税、教育費附加、地方教育費附加を含む。 税務機関に発票の発行代行を申請した際の納付税金を含まない。
納付猶予を受ける税金の所属期間と猶予期間	所属期間が 2021 年 10 月、11 月、12 月(月毎に納付する場合)又は 2021 年第 4 四半期(四半期毎に納付する場合)の税金は、3 か月の納付猶予を受けられる。 納付猶予を受けた 2021 年 10 月分税金(月毎に納付する場合)は、2022 年 2 月申告期間に 2022 年 1 月分税金の納付と共に納付する。納付猶予を受けた 2021 年第 4 四半期分税金(四半期毎に納付する場合)は、2022 年 4 月申告期間に 2022 年第 1 四半期分税金の納付と共に納付する。
納付猶予を受ける税金の比率	規定条件を満たした製造業中型企業は、規定される各項目の税金の 50%の納付猶予を受けられる。規定条件を満たした製造業小型零細企業は、規定される税金全額の納付猶予を受けられる。

### 注意点

1. 製造業中小零細企業の年間売上は、前年又は当年の西暦年度(1 月 1 日から 12 月 31 日まで)で認識される訳ではなく、増値税年間売上の通用計算方法により、2021 年 9 月 30 日までの 12 か月分の売上で認識されます。
2. 以下の税金費用は、通常期限通り、全額で納付する必要があります。
  - ①輸入段階で発生する増値税、消費税及び関税
  - ②国外送金の際に源泉徴収する必要のある源泉所得税、増値税及び附加税
  - ③国内の生産経営において発生する不動産税、城鎮土地使用税、印紙税、環境保護税、源泉徴収個人所得税
  - ④社会保険料、住宅積立金、労働組合経費、障害者保障金等